

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年9月16日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 店舗名 | （仮称）八王子インターチェンジ北計画 B街区 |
| 2 店舗所在地 | 八王子市滝山町一丁目884番 |
| 3 設置者名 | イオンモール株式会社 |
| 4 設置者住所 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 5 小売業を行う者の氏名又は名称 | 未定 |
| 6 新設をする日 | 令和8年4月30日 |
| 7 店舗面積の合計 | 4,009 m ² |
| 8 駐車場の位置及び収容台数 | 敷地北東ほか 289台 |
| 9 駐輪場の位置及び収容台数 | 敷地北側ほか 115台 |
| 10 荷さばき施設の位置及び面積 | 敷地南西側 133m ² |
| 11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 敷地南西側 30.94m ³ |
| 12 小売業を行う者の開店時刻 | 午前9時 |
| 13 小売業を行う者の閉店時刻 | 午後9時 |
| 14 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後10時00分まで |
| 15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 2か所 敷地北側ほか |
| 16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時00分から午後10時00分まで |
| 17 届出日 | 令和7年8月29日 |
| 18 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 19 縦覧期間 | 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 20 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年9月16日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

| | |
|---------|---|
| 1 店舗名 | 小名木川商業施設 |
| 2 店舗所在地 | 江東区北砂二丁目16番1号ほか |
| 3 設置者名 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 4 設置者住所 | 港区港南一丁目8番15号 |
| 5 変更日 | 令和7年1月10日ほか |
| 6 届出日 | 令和7年8月26日 |
| 7 縦覧場所 | https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-61-62 |
| 8 縦覧期間 | 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |

| | |
|-----------|---|
| 1 店舗名 | 生鮮市場TOP羽村店 |
| 2 店舗所在地 | 羽村市神明台二丁目5番1号 |
| 3 設置者名 | 株式会社マミーマーケット |
| 4 設置者住所 | 埼玉県東松山市本町二丁目2番47号 |
| 5 変更前の店舗名 | （仮称）生鮮市場TOP羽村市神明台店 |
| 6 変更後の店舗名 | 生鮮市場TOP羽村店 |
| 7 変更日 | 令和7年8月23日 |
| 8 届出日 | 令和7年8月27日 |
| 9 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 10 縦覧期間 | 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |

11 縦覧時間

午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 店舗名 | カレッツア八王子店 |
| 2 店舗所在地 | 八王子市左入町749-1 |
| 3 設置者名 | 株式会社東京インテリア家具 |
| 4 店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 | 令和7年6月10日 |